

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2022年1月20日提出
【計算期間】	第20特定期間(自 2021年4月23日至 2021年10月22日)
【ファンド名】	楽天ＵＳリート・トリプルエンジン（トルコリラ）毎月分配型
【発行者名】	楽天投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 東 眞之
【本店の所在の場所】	東京都港区南青山二丁目 6 番 2 1 号
【事務連絡者氏名】	石舘 真
【連絡場所】	東京都港区南青山二丁目 6 番 2 1 号
【電話番号】	03-6432-7746
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、安定した収益の確保と投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ないます。

ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式 債 券
	海 外	不動産投信
追加型投信	内 外	その他資産 () 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	あり ()
	年2回	日本	
	年4回	北米	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州	
	年12回 (毎月)	アジア	
		オセアニア	なし
	日々	中南米	
不動産投信	その他 ()	アフリカ	
その他資産 (投資信託証券 (不動産投信))		中近東 (中東)	
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、米国の不動産投資信託指数に連動する上場投資信託の投資信託証券ならびに対円貨でのトルコリラのパフォーマンスを反映するユーロ円債（以下、「リート連動債」という場合があります。）を主要投資対象とします。そのため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（不動産投信）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（不動産投信）とは異なります。

< 商品分類の定義 >

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

< 補足として使用する商品分類 >

- (1) インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

< 属性区分の定義 >

1. 投資対象資産による属性区分

(1) 株式

一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2)債券

一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3)不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4)その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5)資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

日経225

TOPIX

その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型

ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

ロング・ショート型／絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記 から に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）でもご覧頂けます。

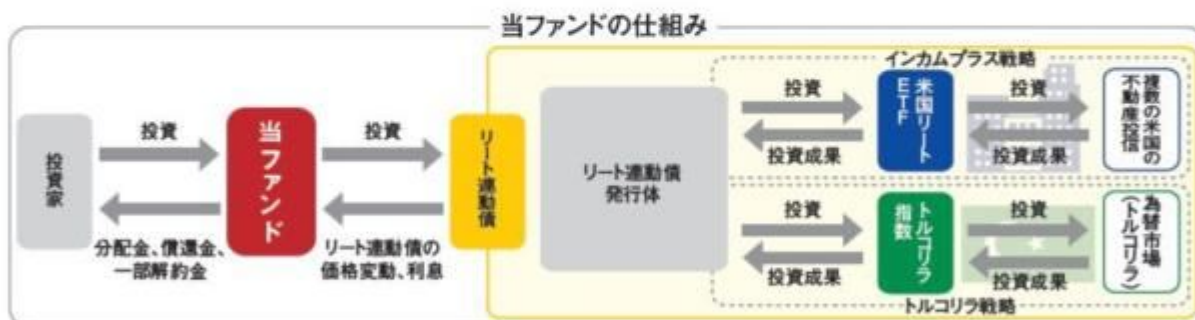
ファンドの特色

●投資方針等

- ・当ファンドは、主として米国の不動産投資信託指数に連動する上場投資信託（以下、「米国リートETF」といいます。）の投資信託証券ならびに対円貨でのトルコリラのパフォーマンスを反映するユーロ円債（以下、「リート連動債」といいます。）に投資します。
- ・米国リートETFの配当金に加え、インカムプラス戦略ならびにトルコリラ戦略による収益の確保を目指します。



- ・インカムプラス戦略とは、米国リートETFの価格が目標価格を上回った場合の値上がり益を享受できない代わりに、リート連動債のクーポン収入を高めることを目指す戦略をいいます。
- ・トルコリラ戦略とは、実質的に円売り／トルコリラ買いの取引を行なうことで、円とトルコリラの金利差相当分の収益と対円でのトルコリラのパフォーマンスの獲得を目指す戦略をいいます。
- ・リート連動債の組入比率は、原則として高位を保つことを基本とします。



●投資対象

- ・当ファンドは、主に米国リートETFとしてiシェアーズ 米国不動産ETFを原資産*とするリート連動債に投資します。
- ・*仕組債やオプションなどのデリバティブ取引の対象となる資産のことを指します。
- ・当ファンドは、スター・ヘリオス・ピーエルシー (STAR Helios plc) が発行するリート連動債に投資します。
- ・※上記原資産およびリート連動債の発行体は、2021年10月末現在の情報であり、対象とする米国リートETFの銘柄やリート連動債の発行体は、今後分散や変更の可能性があります。

● 分配原資

当ファンドの分配金は、主に投資するリート連動債から得られるクーポン収入およびその他分配可能原資の中から委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

リート連動債のクーポンは、以下の要素をもとにして決定されます。

① 米国リートETFの配当金

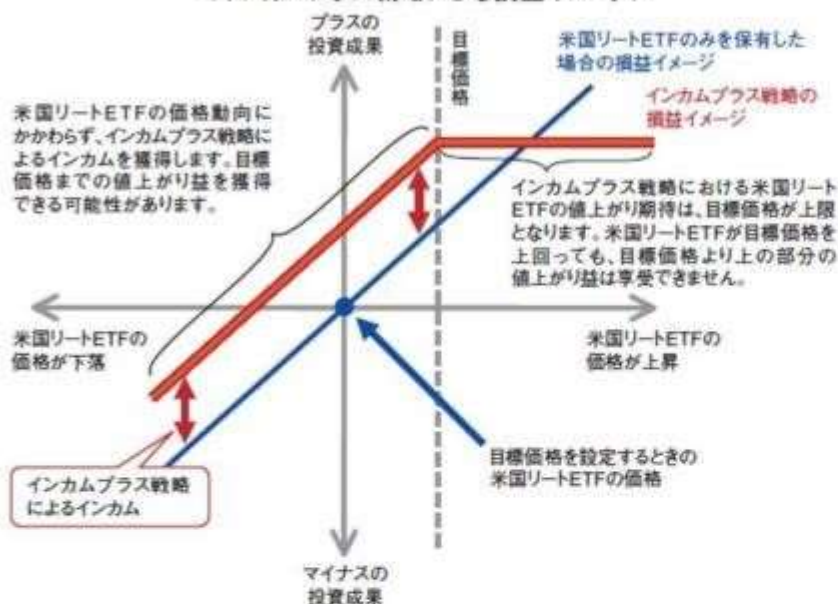
② インカムプラス戦略

・インカムプラス戦略により、米国リートETFによる配当を上回るインカムの獲得を目指します。

・当ファンドの基準価額は米国リートETFの値下がりの影響を受けますが、安定したインカムの獲得が見込めます。

・米国リートETFの値上がり期待は、一定期間毎に設定される目標価格が上限となります。米国リートETFが目標価格を上回っても、目標価格より上の部分の値上がり益は享受できません。

<インカムプラス戦略による損益イメージ>



※左図ならびに下図はいずれも、インカムプラス戦略の損益イメージを説明するために委託会社が作成したものです。リート連動債の価格または当ファンドの基準価額の変動状況を示唆または保証するものではありません。

※左図ならびに下図におけるインカムプラス戦略の損益イメージには外国為替先渡取引等の活用による投資効果は含まれておりません。

インカムプラス戦略と米国リートETF保有時の損益比較（イメージ図）

ETF価格	ETF価格が下落した場合	ETF価格が上昇したが、目標価格に達しなかった場合	ETF価格が上昇し、目標価格を上回った場合
損益比較イメージ			
投資成果	値下がりの影響は受けますが、インカム部分は享受できます。	インカム部分と値上がり益を享受できます。	インカム部分と値上がり益を享受できますが、値上がり益は目標価格までです。

③ トルコリラ戦略

・トルコリラ戦略により、実質的にトルコリラに投資することで得られるインカムの獲得を目指します。

・トルコリラ戦略は、日本円売り／トルコリラ買いの1ヵ月物外国為替先渡取引を毎月行ない、当該取引日の1ヵ月後にその時点での日本円／トルコリラの為替レートで反対売買するという取引を継続して行なった場合の投資成果を獲得するものです。

※当該投資成果を得るために参照する外国為替先渡取引のロールの頻度等、詳細に関しては今後変更の可能性があります。

● 主な投資制限

・株式への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の70%以下とします。

・外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

● 分配方針

・毎月22日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。ただし、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価損益を含む）等の全額とします。

収益分配額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。必ずしも分配が行なわれるものではありません。

● 収益分配金に関する留意事項

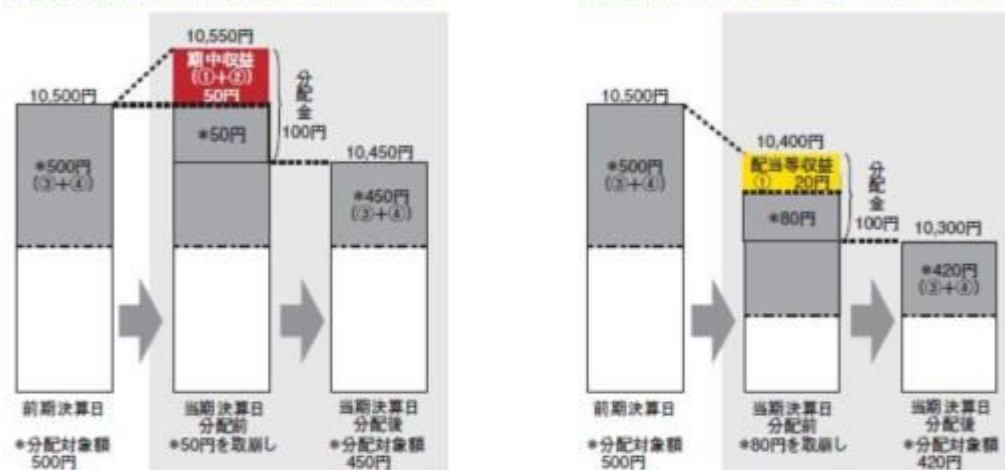
分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が
支払われるイメージ



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)
(前期決算日から基準価額が上昇した場合) (前期決算日から基準価額が下落した場合)



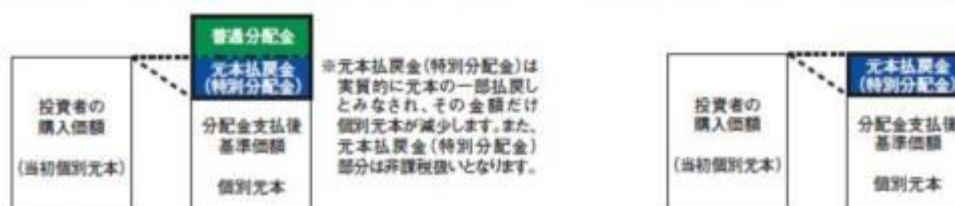
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合) (分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



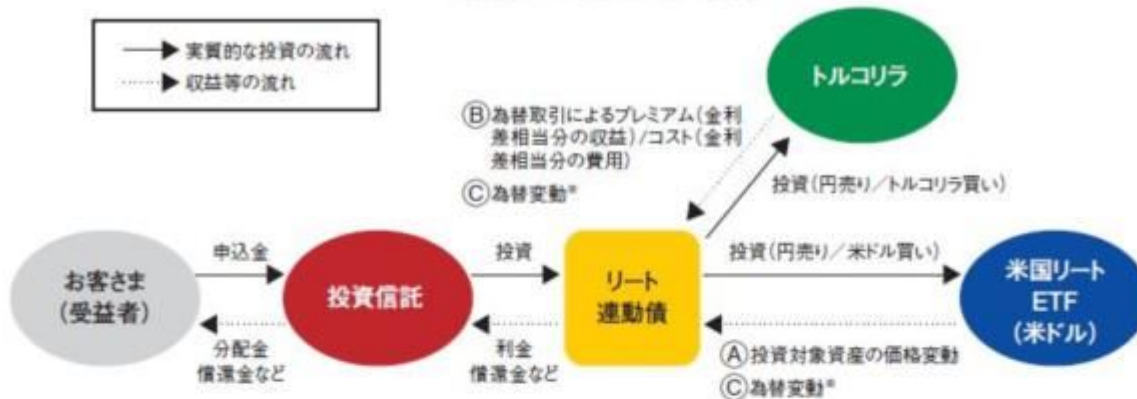
普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

●当ファンドの収益のイメージ

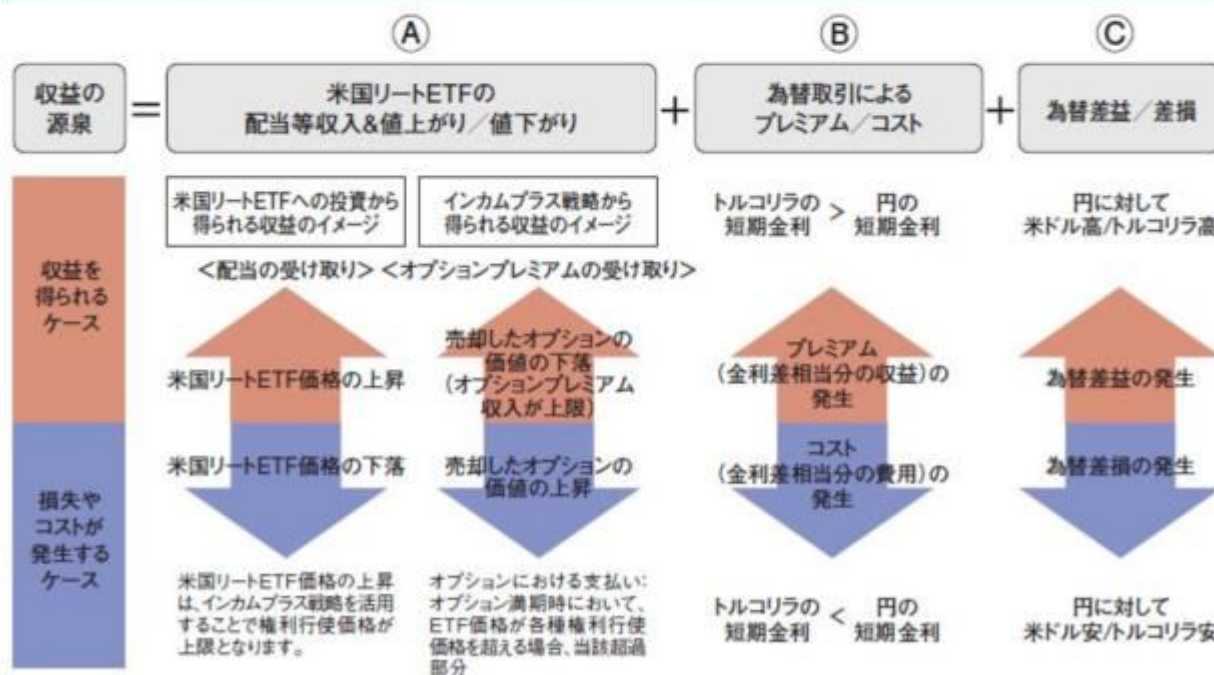
当ファンドは、リート連動債への投資を通じて、米国リートETFの運用に加え、トルコリラ戦略による通貨の運用も行なっております。

＜当ファンドの収益のイメージ図＞



※リート連動債を通じて、米ドルおよびトルコリラでの運用を行っており対円での為替リスクが発生することに留意が必要です。

当ファンドの収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。
これらの収益源に相応してリスクが内在していることに注意が必要です。



※市況動向等によっては、上記の通りにならない場合があります。

※将来の市場環境の変動等により、当該運用方針が変更される場合があります。

※為替取引によるプレミアム/コストとは、二つの通貨の金利差による受取り超(プレミアム:金利差相当分の収益)、支払い超(コスト:金利差相当分の費用)の状態を示すものです。

信託金限度額

- ・1,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

2011年11月15日

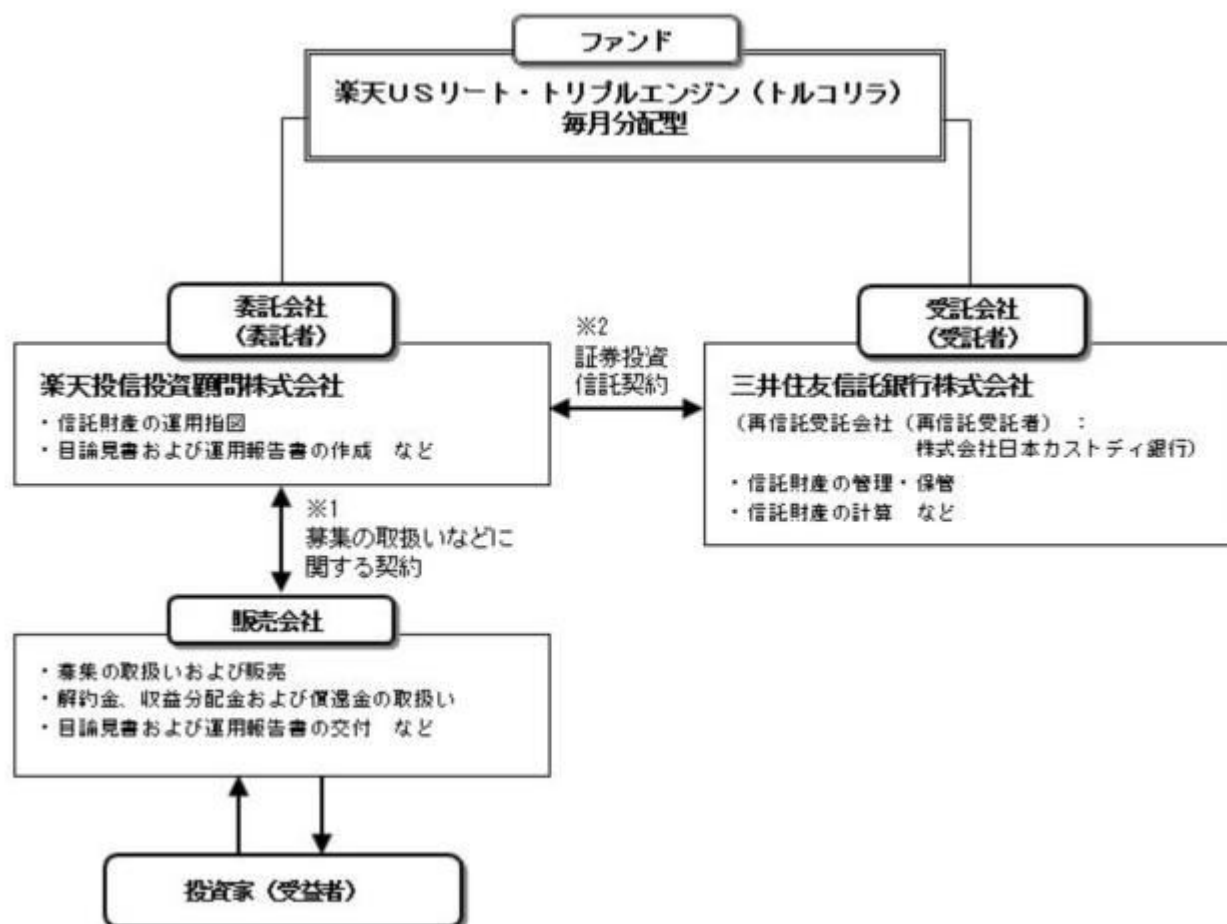
- ・ファンドの信託契約締結、運用開始

2020年 7月22日

- ・信託期間の更新（信託終了日を2021年10月22日から2026年10月21日へ変更）

（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

委託会社の概況（2021年10月末現在）

1）資本金

150百万円

2）沿革

2006年12月28日 「楽天投信株式会社」設立

2008年 1月31日 金融商品取引業者登録 [関東財務局長（金商）第1724号]

2009年 4月 1日 株式会社ポーラスター投資顧問と合併、商号を「楽天投信投資顧問株式会社」に変更

3）大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
楽天カード株式会社	東京都港区南青山二丁目6番21号	13,000株	100%

2 【投資方針】

（１）【投資方針】

主として、米国の不動産投資信託指数に連動する上場投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第12条第1号および第2号に規定する投資信託ならびに外国投資信託のうちこれらに類するものをいいます。以下同じ。）の投資信託証券ならびに対円貨でのトルコ通貨のパフォーマンスを反映するユーロ円債に投資し、安定した収益の確保と投資信託財産の中長期的な成長を目指した運用を行ないます。ユーロ円債（リート連動債）の組入比率は、原則として高位を保つことを基本とします。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

当ファンドの資金動向、証券市場における価格や売買高などの取引状況、その他取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）の売買停止等のやむを得ない事情等によって、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

この投資信託（以下、「当ファンド」という場合があります。）は、特定のユーロ円債（リート連動債）を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1）次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ）有価証券
 - ロ）デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条、第24条および第25条に定めるものに限りします。）
 - ハ）金銭債権
 - ニ）約束手形

2）次に掲げる特定資産以外の資産

イ）為替手形

有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

- 1）株券または新株引受権証券
- 2）国債証券
- 3）地方債証券
- 4）特別の法律により法人の発行する債券
- 5）社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債権（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6）特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7）特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8）協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9）特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10）コマーシャル・ペーパー
- 11）新株引受権証券（分離型新株引受権付社債の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12）外国または外国の者の発行する証券または証書で、1）～11）の証券または証書の性質を有するもの
- 13）投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 14）投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 15）外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 16）オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）

す。）

17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるもの

22) 外国の者に対する権利で21)の有価証券の性質を有するもの

なお、1)の証券または証書、12)ならびに17)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券および14)の証券のうち投資法人債券ならびに12)および17)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13)および14)の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1) 預金

2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3) コール・ローン

4) 手形割引市場において売買される手形

5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの

上記 の規定に関わらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

委託会社における運用体制は、以下の通りです。



- ・「投資政策委員会」は、代表取締役が直轄する会議体として、運用部門が策定する運用計画、議決権等の指図行使に関する事項、ならびに投資信託財産および投資一任契約に基づく受託資産の運用に関する運用方針等その他の重要事項を協議・検討します。
- ・「運用会議」は、決定された運用計画を受けて、投資信託財産、または投資一任契約に基づく受託資産ごとの具体的な運用に関する事項、ならびに投資信託財産ごとの分配金支払等について協議・検討します。（但し、運用会議において協議・検討された事項で重要なものと判断される事項については投資政策委員会に報告します。）
- ・運用部門は「投資政策委員会」で決定された運用計画に従って運用を実行します。
- ・「コンプライアンス委員会」は、コンプライアンスおよびリスク管理に関する社内規程等、それらに関する具体的施策、ならびにそれらに関する重要な事項について協議・検討を行います。また、法令諸規則等の遵守状況および各種リスクに関するモニタリング等の結果報告を受け、それらについて必要な事項を協議・検討します。
- ・コンプライアンス部は、投資信託財産および投資一任契約に基づく受託資産の投資信託約款および運用ガイドライン等、法令諸規則等の遵守状況のモニタリングに関する業務ならびに投資信託財産および投資一任契約に基づく受託資産の運用リスク管理に関する業務等を行います。

当社は、ファンドの適正な運用、受益者との利益相反となる取引の未然防止を目的として「内部者取引管理規程」「利益相反管理規程」等の社内規程を設けております。また、「運用の基本方針」「運用業務規程」「運用管理規程」等を設け、ファンドの運用に関する基本的な事項を定めています。

上記体制は2021年10月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づいて分配を行ないます。

- 1) 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。
- 2) 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。
- 3) 収益分配に充てなかった留保益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行ないます。

収益分配金の支払い

< 分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）>

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

< 分配金受取りコース（一般コース）>

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（５）【投資制限】

約款に定める投資制限

- 1) 株式への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の70%以下とします。
- 2) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- 3) 投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 4) 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 5) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 6) 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在しえないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。以下同じ。）への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 7) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- 8) 投資する株式等の範囲
 - イ) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 - ロ) イ)の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。
- 9) 信用取引の指図範囲
 - イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
 - ロ) イ)の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該

新株予約権がそれぞれ単独で存在しえないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券

- 6．投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5．に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

10) 先物取引等の運用指図

- イ) 委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ）。
- ロ) 委託者は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- ハ) 委託者は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

11) スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- 二) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ホ) 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

12) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

- イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- ロ) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の合計額が、投資信託財産に係る保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が当該保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- 二) 為替先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の合計額が、投資信託財産に係る保有外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が当該保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ホ) 金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利をもとに算出した価額で評価するものとします。

ヘ) 委託者は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

ト) 12) において「金利先渡し取引」は、当事者間においてあらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

チ) 12) において「為替先渡し取引」は、当事者間においてあらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下12) において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下12) において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

13) 有価証券の貸付けの指図および範囲

イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において貸付株式の時価合計額が投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付けは、貸付時点において貸付公社債の額面金額の合計額が投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

ロ) イ) の1. および2. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ) 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは担保の受入れの指図を行なうものとします。

14) 公社債の空売りの指図範囲

イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産の計算においてする投資信託財産に属さない公社債を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（投資信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

ロ) イ) の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内で行なうものとします。

ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、ロ) の売付けに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

15) 公社債の借入れ

イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは担保の提供の指図を行なうものとします。

ロ) イ) の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、ロ) の借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかにその超える額に相当する借入

れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

二)イ)の借入に係る品借料は投資信託財産中から支弁します。

16) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

17) 外国為替予約の指図および範囲

イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

ロ) イ)の予約取引の指図は、投資信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が投資信託財産の純資産額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図についてはこの限りではありません。

ハ) ロ)の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

18) デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

19) 信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

20) 資金の借入れ

イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は借入指図を行なう日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

ハ) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

二) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

法令による投資制限

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

3【投資リスク】

(1) 基準価額の変動要因およびその他の留意点

当ファンドは、主としてユーロ円債（リート連動債）など値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資家の皆様の投資元本は保証されているものでなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。収益や投資利回りなども未確定の商品です。当ファンドは、預貯金や保険契約とは異なります。当ファンドは、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で当ファンドを購入した場合は、投資者保

護基金による支払対象ではありません。当ファンドの投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資家に帰属します。

< 主な変動要因 >

信用リスク

ユーロ円債（リート連動債）の発行体に経営不振もしくは債務不履行等が生じた場合、当該債券の価格は下落し、もしくは価格がなくなることがあります。これらの場合には基準価額が値下がりし、その結果、投資元本に欠損を生じる恐れがあります。

流動性リスク

ユーロ円債（リート連動債）は、金融商品取引所等に上場されているものではなく、十分な流動性を確保できない場合があります。そのような場合、当該債券の価格が下落し、その結果、当ファンドの基準価額が値下がりして投資元本に欠損を生じる恐れがあります。また、当該債券の流動性（換金性）が低くなった場合、当ファンドの解約請求の受付を繰り延べる可能性または解約請求の受付が中止となる可能性があります。

特定の債券への銘柄集中によるリスク

当ファンドは、主として特定のユーロ円債（リート連動債）に投資することから、複数銘柄に分散投資された投資信託に比べ、当該債券が基準価額に及ぼす影響が強くなります。そのため、当該債券の流動性が低下した場合などには、当該債券の価格が下落し、その結果、当ファンドの基準価額が下落して投資元本に欠損を生じる恐れがあります。

基準価額の上昇が限定されるリスク

ユーロ円債（リート連動債）が採用するインカムプラス戦略は、ある水準以上の米国リートETFの値上がり益を享受できない代わりに、クーポン収入の獲得を目指す戦略です。そのため、米国リートETFが目標価格を上回って値上がりした場合、その値上がり益を享受できず、当ファンドの基準価額の上昇幅が限定されます。

価格変動リスク

当ファンドが主として投資するユーロ円債（リート連動債）の価格は、金利および米国リートETFの価格変動等の影響を受けます。リートは保有不動産の状況、市場金利の変動、不動産市況や株式市場の動向等により、価格が変動します。これらの影響により当該債券の価格が下落した場合には、基準価額が値下がりし、投資元本に欠損を生じる恐れがあります。

為替変動リスク

当ファンドの実質的な投資対象である米国リートETFは米ドル建てであり、また、実質的に対円貨でトルコリラ通貨を買付ける取引を行ないます。そのため、米ドルまたはトルコリラの為替変動の影響により、当ファンドの基準価額が下落して投資元本に欠損を生じる場合があります。

金利変動リスク

当ファンドは、主としてユーロ円債（リート連動債）に投資します。一般に、金利が上昇すると公社債等の価格は下落します。この場合には基準価額が値下がりし、その結果、投資元本に欠損を生じる恐れがあります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

< その他の留意点 >

当ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

当ファンドに関連する法令・税制・会計等は、今後、変更される可能性があります。これに伴い、当ファンドの基準価額に影響がおよぶ場合があります。

市況動向や資金動向等によっては、投資方針に沿った運用ができない可能性があります。

< 追加的記載事項 >

「楽天USリート・トリプルエンジン(トルコリラ)毎月分配型」(以下、「ファンド」といいます。)は、「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託」に該当します。ご購入にあたっては、ファンドに内在するリスクを十分にご理解いただき、ご自身で投資判断を行なっていただくようお願いいたします。また、ご購入に関するお手続きにつきましては、販売会社にお問い合わせください。

(1) 仕組債のリスクについて

ファンドは、主に「デリバティブの仕組みが内在されている仕組債(リート連動債)」に投資を行いません。そのため、ファンドには、投資信託説明書(交付目論見書または請求目論見書)に記載されているリスクのほか、この仕組債固有のリスクとして、以下のようなリスクがあります。

① 償還価額変動リスク

ファンドの主要投資対象である仕組債(リート連動債)は、その取得時において償還価額が定まっておりますが、仕組債の評価額はファンドの日々の基準価額に反映されており、償還時に額面金額を下回って償還された場合または額面金額を上回って償還された場合においても、その時点におけるファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすものではありません。

なお、仕組債が額面金額を下回って償還された場合、ファンドの投資信託財産に毀損が発生し、お客様がご投資される投資元本を下回る場合があります。

② 発行体の信用リスク

ファンドは、特定の金融機関が発行する仕組債(リート連動債)に投資する場合があります。そのため、当該発行体において著しい信用の低下や経営破綻が発生した場合には、その仕組債の価格が著しく下落し、元本を著しく下回る価格で仕組債を売却したり元本を回収できなくなる場合があります。この場合、ファンドの投資信託財産に著しい毀損が発生し、お客様がご投資される投資元本を大きく下回る場合があります。

③ 流動性リスク

ファンドの主要投資対象である仕組債(リート連動債)は、金融商品取引所に上場されている債券ではなく、売却に際しては、金融商品取引所に上場されている有価証券と比較して、市場が急変した場合など著しく不利な条件での売却を余儀なくされることや当該発行体が経営不振に陥った場合など売却自体ができなくなることがあります。この場合、ファンドの投資信託財産に著しい毀損が発生し、お客様がご投資される投資元本を大きく下回る場合があります。

(2) 想定損失額について

ファンドが主要投資対象としている仕組債(リート連動債)は、米国リートETFの価格が著しく低下した場合や通貨市場で対米ドルまたは対トルコリラで急激な円高となった場合などの市場変動要因、もしくは、仕組債の発行体である特定の金融機関が経営不振に陥った場合などの信用リスクの顕在化、またはこれら要因が複合的に発生した場合には、ファンドが保有する仕組債価格が著しく下落し、その結果、ファンドの基準価額が著しく下落する場合があります。

① 市場変動要因による想定損失額について

万一、上記の市場変動要因が同時複合的に発生した場合には、仕組債(リート連動債)の投資元本に大きな影響を及ぼし、その結果、ファンドの投資信託財産が毀損する場合があります。従って、お客様の投資される額も毀損する場合があります。

なお、次表は、上記の市場変動要因にかかる過去10年間の日々の変動率(ただし、投資信託財産においてマイナスとなるもののみ)の最大値が同時に発生したと想定して試算した一日当たりの最大損失率を試算したものです。

想定損失率の試算表

	米国リート ETF	為替レート		想定損失率
		円/米ドル	円/トルコリラ	
最大変動率	△16.9%	△3.7%	△13.5%	△34.1%

注)ブルームバーグの日次データ(2011年11月～2021年10月)を基に、楽天投信投資顧問にて、同期間における日次の変動率を算出し、それぞれの最大値により想定損失率を試算。

※上記の想定損失率に基づく想定損失額は、投資額を100とした場合34.1となります。また、想定損失額は過去の市場変動に基づく試算であり、将来においてこれらの変動率を大きく上回った場合には、上記の想定損失額を上回ることがあります。

②信用リスク顕在化による想定損失額について

仕組債(リート連動債)の発行体である特定の金融機関が経営破綻に陥るなど最悪の場合には、仕組債の投資元本を回収できなくなり、その結果、ファンドの投資信託財産の大部分を失う場合があります。従って、お客様の投資される額の大部分を失う場合があります。

③ファンドの一部解約について

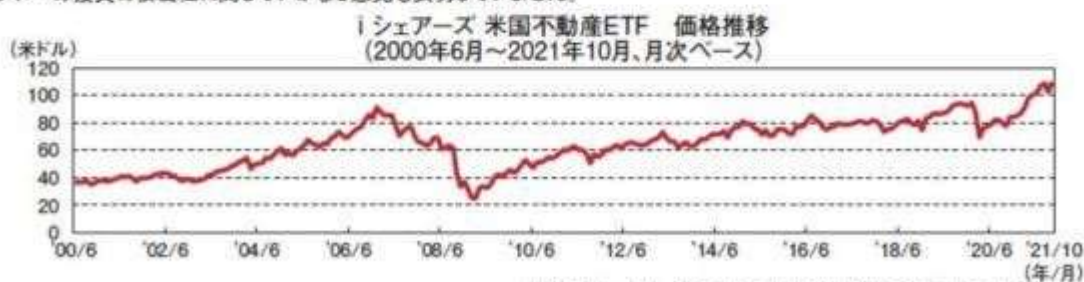
ファンドの一部解約は、投資信託約款に従い、一部解約の申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額(0.75%)を控除した額をもって行ないます。

ただし、仕組債(リート連動債)の発行体である特定の金融機関が経営破綻に陥った場合や金融商品市場の閉鎖・機能停止などの要因によって、ファンドの投資対象である仕組債の売却が事実上困難となった場合は、委託会社の判断により一部解約の申込受付を一時的に中止する場合やすでに申込みを受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消す場合がありますので、お客様の想定される価額で一部解約ができない場合があります。

i シェアーズ 米国不動産ETF

i シェアーズ 米国不動産ETFは、ダウ・ジョーンズ米国不動産キャップド指数の価格および利回りの実績に概ね対応する投資成果(手数料および経費控除前)をあげることを目標としたETF(上場投信)です。i シェアーズ 米国不動産ETFは、ブラックロック・ファンド・アドバイザーズにより運用されており、ニューヨーク証券取引所Arca市場に上場されています。

※ダウ・ジョーンズ(Dow Jones)は、Dow Jones & Companyのサービスマークであり、i シェアーズ・ファンドは、Dow Jones & Companyが出資、保証、発行、販売、販売の促進を行なっているものではありません。同社はまた、i シェアーズ・ファンドへの投資の妥当性に関していかなる意見も表明していません。

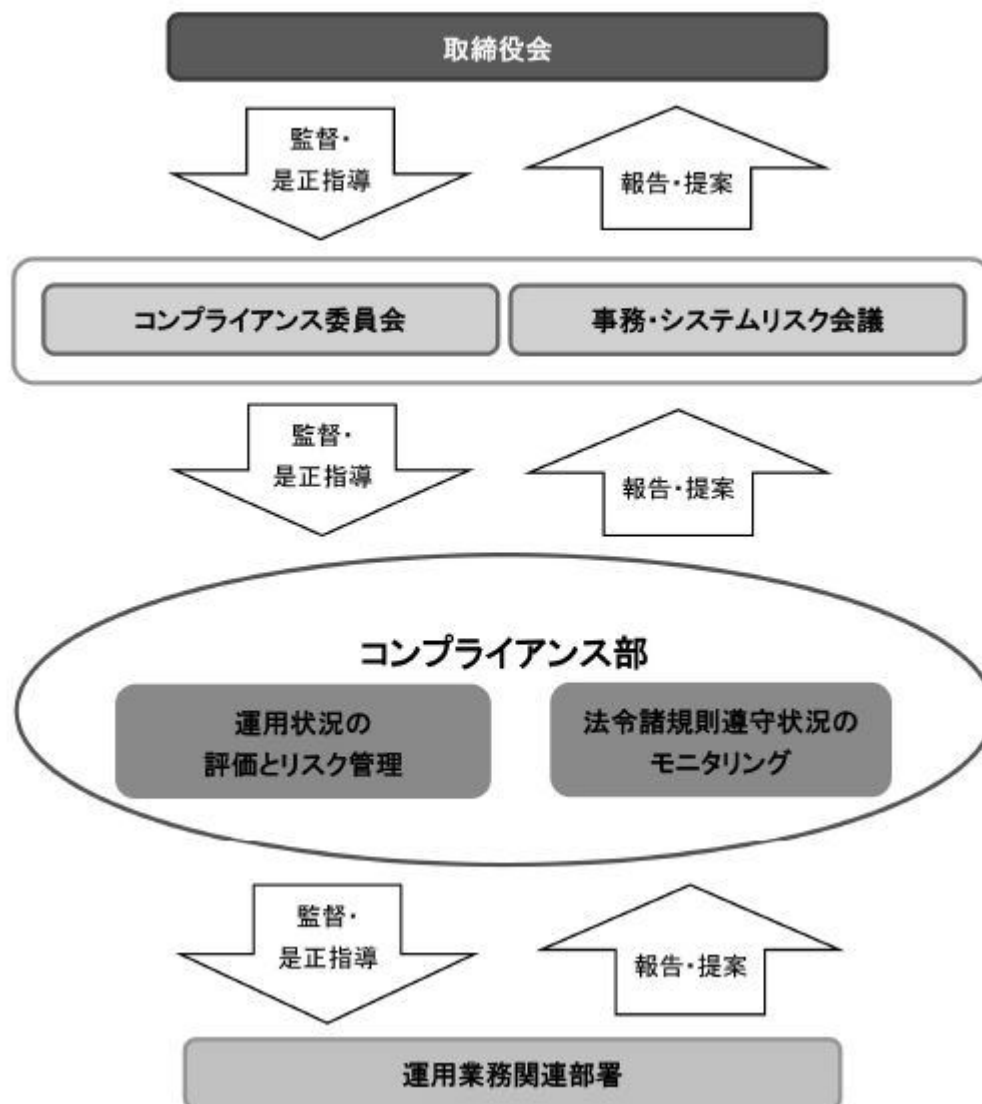


スター・ヘリオス・ピーエルシー (英文表記:STAR Helios plc)

分別保管される資産を裏付けとして債券を発行することを主な業務とする、アイルランド籍の特別目的会社です。裏付資産は保管会社によって分別保管されています。

(2) リスク管理体制

委託会社におけるリスク管理体制は以下の通りです。



*全社的リスク管理

委託会社では、コンプライアンス部を設置し全社的なリスク管理を行っています。法令諸規則等の遵守状況やリスク管理状況については、コンプライアンス委員会や事務・システムリスク会議を通じて取締役会に報告されます。

取締役会は、コンプライアンス部による流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢の監督を行います。

また、コンプライアンス部は各種リスク（運用リスク、事務システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告やリスクの低減にかかる施策などの構築を行っています。

*運用状況の評価・分析とリスク管理

コンプライアンス部は、流動性リスク管理に関する規程を定め、投資信託財産の流動性リスクのモニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。取締役会はこれらの監督を行います。

コンプライアンス部は、投資信託財産についての運用状況の評価・分析と運用プロセスおよびリスク管理状況のモニタリングを行い、その評価と分析の結果をコンプライアンス委員会に報告し、必要に応じて関連部にその対応等を指示し、適切な管理を行います。また、コンプライアンス委員会の内容は、毎月取締役会に報告されます。

上記体制は2022年1月1日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

参考情報

■ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

※当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。（分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。）

■ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

※当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの騰落率は以下の各指数の騰落率です。

日本株・・・S&P日本総合指数（トータル・リターン、円ベース）

先進国株・・・S&P先進国総合指数（除く日本、トータル・リターン、円換算ベース）

新興国株・・・S&P新興国総合指数（トータル・リターン、円換算ベース）

日本国債・・・ブルームバーグ・グローバル国債：日本インデックス（円ベース）

先進国債・・・ブルームバーグ・グローバル国債（日本除く）インデックス（円ベース）

新興国債・・・ブルームバーグ新興市場国通貨建て高流動性国債インデックス（円ベース）

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

※上記各指数に関する知的財産権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。

4 【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.3%（税抜3%）が上限となっております。
 - ・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
 - ・＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。
- 申込手数料は、購入時の商品説明ならびに事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。

（２）【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.75%の率を乗じて得た額（1口当たり）が差し引かれます。

「信託財産留保額」とは、投資信託を解約される受益者の解約代金から差し引いて、信託財産に繰り入れる金額のことです。

（３）【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年1.54％（税抜1.4％）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分

信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率	
委託会社	0.770％（税抜0.70％）
販売会社	0.715％（税抜0.65％）
受託会社	0.055％（税抜0.05％）

役務の内容	
委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

（４）【その他の手数料等】

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、投資信託財産にかかる監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額、受託会社の立替えた立替金の利息、法定書類の作成・印刷・交付にかかる費用ならびに当該費用にかかる消費税等に相当する金額、およびその他投資信託財産の運営にかかる費用ならびに当該費用にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

証券取引に伴う手数料・税金等、当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、および売買委託手数料等にかかる消費税等については、取引のつど投資信託財産中から支弁します。また、外貨建資産の保管に要する費用についても、投資信託財産中から支弁します。

投資信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は投資信託財産中から支弁します。

「その他の手数料等」については、運用状況により変動するものであり、事前に料率や上限額を表示することができません。

費用・手数料等の合計額は、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

個人受益者の場合

１）収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315％（所得税15.315％および地方税５％）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）^{*}については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

* 解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

2) 受益者が収益分配金を受け取る際

イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

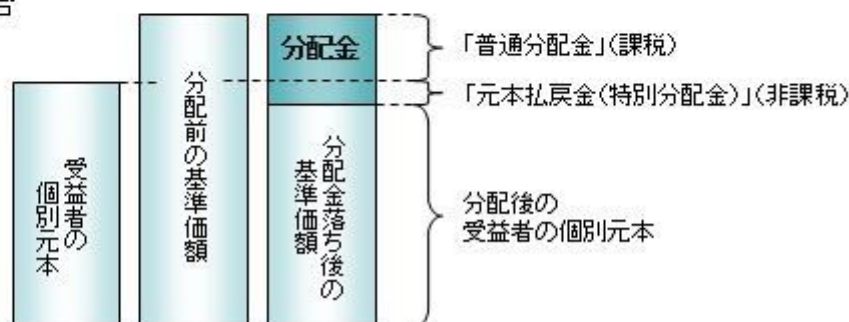
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2021年10月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【楽天USリート・トリプルエンジン（トルコリラ）毎月分配型】

以下の運用状況は2021年10月29日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
社債券	アイルランド	454,978,500	97.06
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	13,778,260	2.94
合計(純資産総額)		468,756,760	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
アイルランド	社債券	S T A R H e l i o s リート運動債 (トルコリラ) 04/09/26	2,425,000,000	18.99	460,653,000	18.76	454,978,500	2.40	2026/4/9	97.06

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
社債券	97.06
合計	97.06

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1特定期間末 (2012年 4月23日)	91	93	1.1146	1.1316
第2特定期間末 (2012年10月22日)	182	185	1.0207	1.0377
第3特定期間末 (2013年 4月22日)	860	870	1.5186	1.5356
第4特定期間末 (2013年10月22日)	690	700	1.0892	1.1062
第5特定期間末 (2014年 4月22日)	795	810	1.0741	1.0941
第6特定期間末 (2014年10月22日)	952	969	1.0832	1.1032
第7特定期間末 (2015年 4月22日)	1,585	1,622	1.0750	1.1000
第8特定期間末 (2015年10月22日)	2,027	2,084	0.8895	0.9145
第9特定期間末 (2016年 4月22日)	1,817	1,867	0.6601	0.6781
第10特定期間末 (2016年10月24日)	1,184	1,207	0.5192	0.5292
第11特定期間末 (2017年 4月24日)	1,094	1,119	0.4401	0.4501

第12特定期間末	(2017年10月23日)	1,337	1,367	0.4577	0.4677
第13特定期間末	(2018年 4月23日)	1,025	1,041	0.3270	0.3320
第14特定期間末	(2018年10月22日)	844	854	0.2735	0.2765
第15特定期間末	(2019年 4月22日)	746	754	0.2795	0.2825
第16特定期間末	(2019年10月23日)	760	768	0.2974	0.3004
第17特定期間末	(2020年 4月22日)	411	418	0.1849	0.1879
第18特定期間末	(2020年10月22日)	407	414	0.1779	0.1809
第19特定期間末	(2021年 4月22日)	475	483	0.2020	0.2050
第20特定期間末	(2021年10月22日)	467	474	0.2018	0.2048
2020年10月末日		371	—	0.1617	—
11月末日		419	—	0.1833	—
12月末日		447	—	0.1933	—
2021年 1月末日		452	—	0.1966	—
2月末日		495	—	0.2102	—
3月末日		481	—	0.2028	—
4月末日		483	—	0.2046	—
5月末日		477	—	0.2046	—
6月末日		483	—	0.2063	—
7月末日		497	—	0.2133	—
8月末日		509	—	0.2206	—
9月末日		467	—	0.2040	—
10月末日		468	—	0.1993	—

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	2011年11月15日～2012年 4月23日	0.0740
第2特定期間	2012年 4月24日～2012年10月22日	0.1020
第3特定期間	2012年10月23日～2013年 4月22日	0.1020
第4特定期間	2013年 4月23日～2013年10月22日	0.1020
第5特定期間	2013年10月23日～2014年 4月22日	0.1200
第6特定期間	2014年 4月23日～2014年10月22日	0.1200
第7特定期間	2014年10月23日～2015年 4月22日	0.1500
第8特定期間	2015年 4月23日～2015年10月22日	0.1500
第9特定期間	2015年10月23日～2016年 4月22日	0.1290
第10特定期間	2016年 4月23日～2016年10月24日	0.0600
第11特定期間	2016年10月25日～2017年 4月24日	0.0600
第12特定期間	2017年 4月25日～2017年10月23日	0.0600
第13特定期間	2017年10月24日～2018年 4月23日	0.0550
第14特定期間	2018年 4月24日～2018年10月22日	0.0240

第15特定期間	2018年10月23日～2019年 4月22日	0.0180
第16特定期間	2019年 4月23日～2019年10月23日	0.0180
第17特定期間	2019年10月24日～2020年 4月22日	0.0180
第18特定期間	2020年 4月23日～2020年10月22日	0.0180
第19特定期間	2020年10月23日～2021年 4月22日	0.0180
第20特定期間	2021年 4月23日～2021年10月22日	0.0180

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1特定期間	2011年11月15日～2012年 4月23日	18.86
第2特定期間	2012年 4月24日～2012年10月22日	0.73
第3特定期間	2012年10月23日～2013年 4月22日	58.77
第4特定期間	2013年 4月23日～2013年10月22日	21.56
第5特定期間	2013年10月23日～2014年 4月22日	9.63
第6特定期間	2014年 4月23日～2014年10月22日	12.02
第7特定期間	2014年10月23日～2015年 4月22日	13.09
第8特定期間	2015年 4月23日～2015年10月22日	3.30
第9特定期間	2015年10月23日～2016年 4月22日	11.29
第10特定期間	2016年 4月23日～2016年10月24日	12.26
第11特定期間	2016年10月25日～2017年 4月24日	3.68
第12特定期間	2017年 4月25日～2017年10月23日	17.63
第13特定期間	2017年10月24日～2018年 4月23日	16.54
第14特定期間	2018年 4月24日～2018年10月22日	9.02
第15特定期間	2018年10月23日～2019年 4月22日	8.78
第16特定期間	2019年 4月23日～2019年10月23日	12.84
第17特定期間	2019年10月24日～2020年 4月22日	31.78
第18特定期間	2020年 4月23日～2020年10月22日	5.95
第19特定期間	2020年10月23日～2021年 4月22日	23.66
第20特定期間	2021年 4月23日～2021年10月22日	8.81

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1特定期間	2011年11月15日～2012年 4月23日	110,927,201	28,529,837
第2特定期間	2012年 4月24日～2012年10月22日	201,758,307	105,074,420
第3特定期間	2012年10月23日～2013年 4月22日	848,514,830	460,938,601
第4特定期間	2013年 4月23日～2013年10月22日	519,697,610	452,813,379

第5特定期間	2013年10月23日～2014年 4月22日	446,684,886	339,264,694
第6特定期間	2014年 4月23日～2014年10月22日	552,753,835	414,558,858
第7特定期間	2014年10月23日～2015年 4月22日	1,267,558,149	671,422,836
第8特定期間	2015年 4月23日～2015年10月22日	1,492,850,629	689,045,039
第9特定期間	2015年10月23日～2016年 4月22日	1,193,712,885	719,357,524
第10特定期間	2016年 4月23日～2016年10月24日	306,230,757	778,364,776
第11特定期間	2016年10月25日～2017年 4月24日	701,495,182	494,799,335
第12特定期間	2017年 4月25日～2017年10月23日	1,490,944,673	1,055,988,772
第13特定期間	2017年10月24日～2018年 4月23日	1,347,832,695	1,133,870,434
第14特定期間	2018年 4月24日～2018年10月22日	837,863,927	885,536,893
第15特定期間	2018年10月23日～2019年 4月22日	708,849,125	1,127,366,814
第16特定期間	2019年 4月23日～2019年10月23日	332,964,636	447,157,379
第17特定期間	2019年10月24日～2020年 4月22日	295,219,054	625,471,763
第18特定期間	2020年 4月23日～2020年10月22日	220,744,505	156,269,873
第19特定期間	2020年10月23日～2021年 4月22日	435,359,573	370,344,247
第20特定期間	2021年 4月23日～2021年10月22日	249,470,884	285,813,879

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

参考情報

運用実績

2021年10月29日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移



分配の推移(10,000口当たり、税引前)

決算期	2021年6月	2021年7月	2021年8月	2021年9月	2021年10月	直近1年間累計	設定来累計
分配金	30円	30円	30円	30円	30円	360円	14,160円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

資産名	投資比率
STAR Helios リート連動債(トルコリラ) 04/09/26	97.1%
短期金融資産、その他	2.9%
合計	100.0%

※投資比率は、純資産総額に対する各資産の比率です。

※投資比率は、小数点第2位を四捨五入しています。

年間収益率の推移(暦年ベース)

当ファンドには、ベンチマークはありません。



※ファンドの「年間収益率」は、「税引前分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※2021年は10月末までの騰落率を表しています。

最新の運用状況については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

（２）コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞と＜分配金受取りコース（一般コース）＞の２通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取りコース（一般コース）＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

販売会社によっては、取扱コースの名称が異なる場合があります。

（３）申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（４）取扱時間

原則として、午後３時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

（５）取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ・シカゴ・ボード・オプション取引所の休業日
- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・イスタンブールの銀行の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・ロンドンの銀行の休業日
- ・東京の銀行の休業日

（６）申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞において収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

（７）申込単位

販売会社が定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（８）申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

（９）受付の中止および取消

- ・ファンドが主として投資するユーロ円債について、下記のいずれかに該当する場合は、委託会社の判断により、受益権の取得の申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取消することができます。ただし、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申込みに限ってこれを受け付けるものとします。

- １．委託会社が、当該ユーロ円債が連動する資産の取引にかかる取引所の立会が行なわれないこと、もしくは停止されたことにより、その翌営業日の追加信託を行なわない措置を取ったとき
- ２．委託会社が、当該ユーロ円債が連動する資産の取引にかかる取引所の当日の立会終了時における当該ユーロ円債が連動する資産の取引の呼値が当該取引所の定める呼値の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、ファンドが投資する当該ユーロ円債が連動する資産の取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないことにより、その翌営業日の追加信託を行なわない措置を取ったとき
- ３．上記１．２．のほか、委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、ファンドにおいて投資している有価証券の解約または換金中止、ならびに当該有価証券の評価価額の算出・発表が予定された時間にできない場合その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、資産凍結などの投資規制の導入、自然災害、政治体制の変更、テロや戦争等の発生等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受け渡しに関する障害等）があるとき

金融商品取引法第２条第１６項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定

する外国金融商品市場をいいます。

2【換金（解約）手続等】

< 解約請求による換金 >

（１）解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（２）取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

（３）解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ・シカゴ・ボード・オプション取引所の休業日
- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・イスタンブールの銀行の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・ロンドンの銀行の休業日
- ・東京の銀行の休業日

（４）解約制限

投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込には制限を設ける場合があります。

（５）解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.75%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

< 委託会社の照会先 >

楽天投信投資顧問株式会社

お客様窓口：電話番号03-6432-7746

受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページアドレス：<https://www.rakuten-toushin.co.jp/>

（６）手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

（７）解約単位

販売会社が定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（８）解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して7営業日目からお支払いします。

ただし、この投資信託において投資している有価証券の解約・換金の停止または解約・換金代金の入金 の遅延、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、資産凍結などの投資規制の導入、自然災害、政治体制の変更、テロや戦争等の発生等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）があるときは、解約代金の支払を延期する場合があります。

（９）受付の中止および取消

- ・下記のいずれかに該当する場合は、委託会社の判断により、解約請求の受付を中止することおよび既に受け付けた解約請求の受付を取消することができます。

- 1．主要投資対象とするユーロ円債が活用する有価証券のうち主として取引を行なうものについて、当該取引にかかる取引所の当日の午後の取引（半日立会日については、午前の取引とします。）が行なわれないもしくは停止されたとき
- 2．主要投資対象とするユーロ円債が活用する有価証券のうち主として取引を行なうものについて、当該取引にかかる取引所の当日の午後の取引終了時における当該取引の呼値が当該取引所の定める呼

値の値幅の限度の価格とされる等、やむをえない事情が発生したこと等により、当該ユーロ円債の当該取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき

3. 上記1. 2. のほか、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、ファンドにおいて投資している有価証券の解約または換金中止、ならびに当該有価証券の評価価額の算出・発表が予定された時間にできない場合その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、資産凍結などの投資規制の導入、自然災害、政治体制の変更、テロや戦争等の発生等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受け渡しに関する障害等）があるとき
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

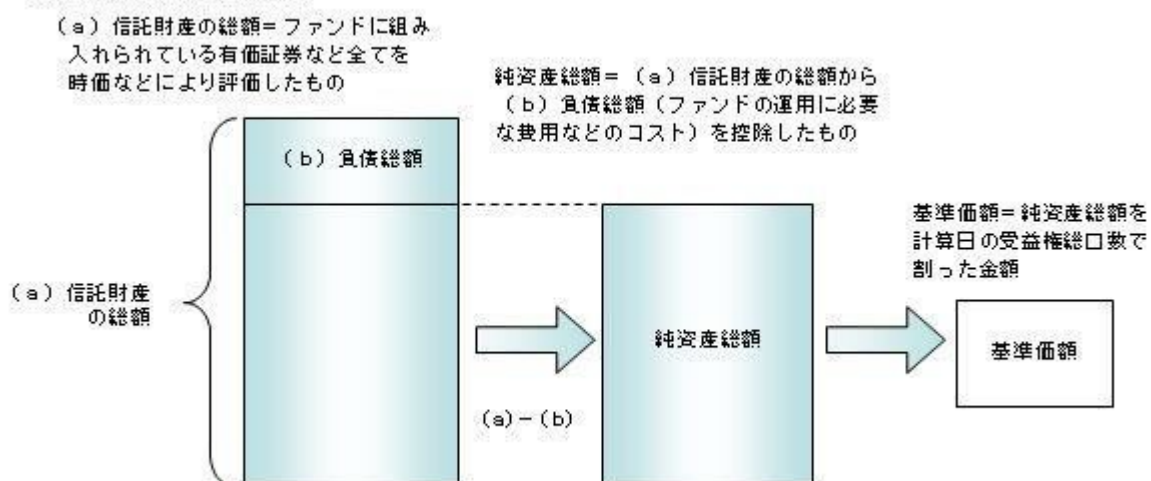
3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

<主な資産の評価方法>

外国公社債

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における以下のいずれかの価額で評価します。

- ・日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
- ・金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。）、銀行などの提示する価額（売気配相場を除きます。）
- ・価格情報会社の提供する価額

残存期間1年以内の公社債などについては、一部償却原価法により評価することができます。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

< 委託会社の照会先 >

楽天投信投資顧問株式会社

お客様窓口：電話番号03-6432-7746

受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページアドレス：<https://www.rakuten-toushin.co.jp/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

2026年10月21日までとします（2011年11月15日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4) 【計算期間】

毎月23日から翌月22日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5) 【その他】

信託の終了（繰上償還）

1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

イ) 受益者の解約により受益権の口数が1億口を下回ることとなったとき

ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

ハ) やむを得ない事情が発生したとき

2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合

ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき

ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）

ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

償還金について

・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。

・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

信託約款の変更など

1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

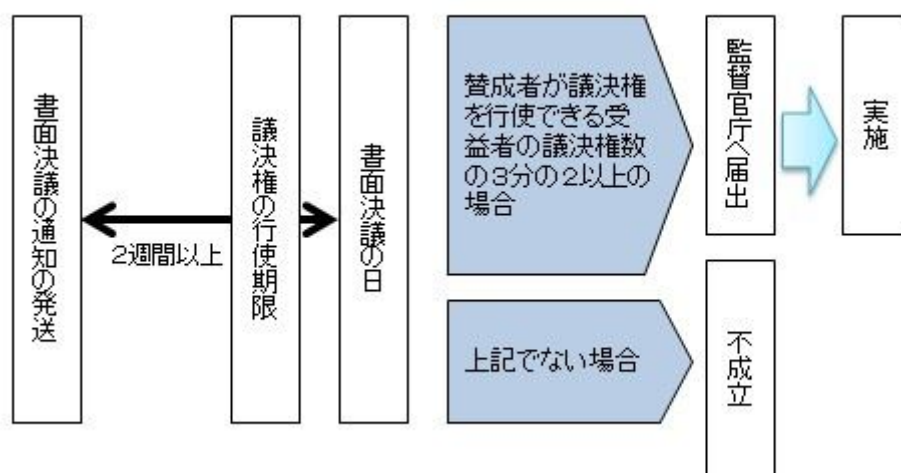
2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

書面決議

- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行いません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 6) 当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

<書面決議の主な流れ>



公告

公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページアドレス <https://www.rakuten-toushin.co.jp/>

なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

- ・委託会社は、年2回（4月、10月）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページアドレス <https://www.rakuten-toushin.co.jp/>

関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

（１）収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から５年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（２）解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

（３）帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。

(3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20特定期間(2021年4月23日から2021年10月22日まで)の財務諸表については、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【楽天USリート・トリプルエンジン（トルコリラ）毎月分配型】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第19特定期間 2021年 4月22日現在	第20特定期間 2021年10月22日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	19,475,114	15,760,125
社債券	463,867,750	460,653,000
その他未収収益	602,312	341,137
流動資産合計	483,945,176	476,754,262
資産合計	483,945,176	476,754,262
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	7,067,360	6,958,331
未払解約金	213,196	1,134,664
未払受託者報酬	22,907	21,283
未払委託者報酬	618,428	574,676
未払利息	56	43
その他未払費用	82,079	88,678
流動負債合計	8,004,026	8,777,675
負債合計	8,004,026	8,777,675
純資産の部		
元本等		
元本	2,355,786,985	2,319,443,990
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,879,845,835	1,851,467,403
（分配準備積立金）	82,743,993	59,596,850
元本等合計	475,941,150	467,976,587
純資産合計	475,941,150	467,976,587
負債純資産合計	483,945,176	476,754,262

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第19特定期間 自 2020年10月23日 至 2021年 4月22日	第20特定期間 自 2021年 4月23日 至 2021年10月22日
営業収益		
受取利息	30,360,000	29,800,000
有価証券売買等損益	68,958,200	16,093,550
その他収益	299,030	341,137
営業収益合計	99,617,230	46,234,687
営業費用		
支払利息	7,720	5,290
受託者報酬	124,683	134,196
委託者報酬	3,366,253	3,623,305
その他費用	886,604	940,499
営業費用合計	4,385,260	4,703,290
営業利益又は営業損失（ ）	95,231,970	41,531,397
経常利益又は経常損失（ ）	95,231,970	41,531,397
当期純利益又は当期純損失（ ）	95,231,970	41,531,397
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	594,776	1,117,838
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,883,243,657	1,879,845,835
剰余金増加額又は欠損金減少額	298,498,450	227,297,496
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	298,498,450	227,297,496
剰余金減少額又は欠損金増加額	349,182,944	197,579,475
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	349,182,944	197,579,475
分配金	41,744,430	41,753,148
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,879,845,835	1,851,467,403

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	社債券 個別法に基づき時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。
２．収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第19特定期間 2021年 4月22日現在	第20特定期間 2021年10月22日現在
１． 特定期間末日における受益権の総数	2,355,786,985口	2,319,443,990口
２． 元本の欠損	1,879,845,835円	1,851,467,403円
３． 特定期間末日における1口当たり純資産額	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) 0.2020円 (2,020円)	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) 0.2018円 (2,018円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第19特定期間 自 2020年10月23日 至 2021年 4月22日	第20特定期間 自 2021年 4月23日 至 2021年10月22日																														
分配金の計算過程 第108期 2020年10月23日 2020年11月24日	分配金の計算過程 第114期 2021年 4月23日 2021年 5月24日																														
<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>4,958,207円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>- 円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>1,194,430,742円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>107,442,063円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	4,958,207円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	- 円	収益調整金額	C	1,194,430,742円	分配準備積立金額	D	107,442,063円	<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>4,640,599円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>- 円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>1,253,694,009円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>80,734,774円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	4,640,599円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	- 円	収益調整金額	C	1,253,694,009円	分配準備積立金額	D	80,734,774円
項目																															
費用控除後の配当等収益額	A	4,958,207円																													
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	- 円																													
収益調整金額	C	1,194,430,742円																													
分配準備積立金額	D	107,442,063円																													
項目																															
費用控除後の配当等収益額	A	4,640,599円																													
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	- 円																													
収益調整金額	C	1,253,694,009円																													
分配準備積立金額	D	80,734,774円																													

第19特定期間 自 2020年10月23日 至 2021年 4月22日			第20特定期間 自 2021年 4月23日 至 2021年10月22日		
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,306,831,012円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,339,069,382円
当ファンドの期末残存口数	F	2,253,234,192口	当ファンドの期末残存口数	F	2,331,346,593口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	5,799.79円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	5,743.76円
10,000口当たり分配金額	H	30円	10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	6,759,702円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	6,994,039円
第109期 2020年11月25日 2020年12月22日			第115期 2021年 5月25日 2021年 6月22日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,394,078円	費用控除後の配当等収益額	A	4,613,909円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	- 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	- 円
収益調整金額	C	1,219,151,010円	収益調整金額	C	1,260,555,433円
分配準備積立金額	D	103,161,174円	分配準備積立金額	D	77,197,622円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,326,706,262円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,342,366,964円
当ファンドの期末残存口数	F	2,291,537,103口	当ファンドの期末残存口数	F	2,341,147,860口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	5,789.59円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	5,733.79円
10,000口当たり分配金額	H	30円	10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	6,874,611円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	7,023,443円
第110期 2020年12月23日 2021年 1月22日			第116期 2021年 6月23日 2021年 7月26日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,909,174円	費用控除後の配当等収益額	A	4,739,739円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	- 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	- 円
収益調整金額	C	1,233,059,267円	収益調整金額	C	1,247,603,932円
分配準備積立金額	D	98,566,758円	分配準備積立金額	D	73,161,713円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,336,535,199円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,325,505,384円
当ファンドの期末残存口数	F	2,311,843,144口	当ファンドの期末残存口数	F	2,315,454,207口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	5,781.24円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	5,724.60円
10,000口当たり分配金額	H	30円	10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	6,935,529円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	6,946,362円
第111期 2021年 1月23日 2021年 2月22日			第117期 2021年 7月27日 2021年 8月23日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	5,007,170円	費用控除後の配当等収益額	A	4,821,335円

第19特定期間 自 2020年10月23日 至 2021年 4月22日			第20特定期間 自 2021年 4月23日 至 2021年10月22日		
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	- 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	- 円
収益調整金額	C	1,247,920,694円	収益調整金額	C	1,253,245,393円
分配準備積立金額	D	93,545,936円	分配準備積立金額	D	70,130,765円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,346,473,800円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,328,197,493円
当ファンドの期末残存口数	F	2,332,200,305口	当ファンドの期末残存口数	F	2,323,830,479口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	5,773.39円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	5,715.54円
10,000口当たり分配金額	H	30円	10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	6,996,600円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	6,971,491円
第112期 2021年 2月23日 2021年 3月22日			第118期 2021年 8月24日 2021年 9月22日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,946,045円	費用控除後の配当等収益額	A	4,092,337円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	- 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	- 円
収益調整金額	C	1,271,073,871円	収益調整金額	C	1,234,316,843円
分配準備積立金額	D	90,347,620円	分配準備積立金額	D	65,791,417円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,366,367,536円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,304,200,597円
当ファンドの期末残存口数	F	2,370,209,371口	当ファンドの期末残存口数	F	2,286,494,332口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	5,764.74円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	5,703.92円
10,000口当たり分配金額	H	30円	10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	7,110,628円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	6,859,482円
第113期 2021年 3月23日 2021年 4月22日			第119期 2021年 9月23日 2021年10月22日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,283,147円	費用控除後の配当等収益額	A	4,226,180円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	- 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	- 円
収益調整金額	C	1,265,585,085円	収益調整金額	C	1,253,774,465円
分配準備積立金額	D	85,528,206円	分配準備積立金額	D	62,329,001円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,355,396,438円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,320,329,646円
当ファンドの期末残存口数	F	2,355,786,985口	当ファンドの期末残存口数	F	2,319,443,990口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	5,753.46円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	5,692.43円
10,000口当たり分配金額	H	30円	10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	7,067,360円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	6,958,331円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

	第20特定期間 自 2021年 4月23日 至 2021年10月22日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき金融商品を保有しております。
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、社債券のほか、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務を保有しております。当該金融商品は価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。
3.金融商品に係るリスクの管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類ごとに行っております。
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

項目	第19特定期間 2021年 4月22日現在	第20特定期間 2021年10月22日現在
1.貸借対照表計上額と時価との差額	貸借対照表計上額は原則として時価で計上されているため、差額はありません。	貸借対照表計上額は原則として時価で計上されているため、差額はありません。
2.時価の算定方法	（1）有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 （2）デリバティブ取引 該当事項はありません。 （3）上記以外の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	（1）有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 （2）デリバティブ取引 該当事項はありません。 （3）上記以外の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第19特定期間 2021年 4月22日現在	第20特定期間 2021年10月22日現在
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
社債券	47,217,500	654,750
合計	47,217,500	654,750

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第19特定期間 自 2020年10月23日 至 2021年 4月22日	第20特定期間 自 2021年 4月23日 至 2021年10月22日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

項目	第19特定期間 自 2020年10月23日 至 2021年 4月22日	第20特定期間 自 2021年 4月23日 至 2021年10月22日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	2,290,771,659円	2,355,786,985円
期中追加設定元本額	435,359,573円	249,470,884円
期中一部解約元本額	370,344,247円	285,813,879円

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
社債券	S T A R H e l i o s リート連動債（トル コリラ） 04/09/26	2,425,000,000	460,653,000	
合計		2,425,000,000	460,653,000	

券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2021年10月29日現在です。

【楽天USリート・トリプルエンジン（トルコリラ）毎月分配型】

【純資産額計算書】

資産総額	470,167,785円
負債総額	1,411,025円
純資産総額（ - ）	468,756,760円
発行済口数	2,351,967,195口
1口当たり純資産額（ / ）	0.1993円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

（2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（3）譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（4）受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

（5）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（6）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法

令などにしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額（2021年10月末現在）

資本金の額	: 150百万円
発行可能株式総数	: 30,000株
発行済株式総数	: 13,000株
過去5年間ににおける主な資本金の増減	: 該当事項はありません。

（2）委託会社の機構（2021年10月末現在）

取締役会

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠のために選任された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

取締役会は、その決議をもって、取締役中より取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役および常務取締役若干名を選任することができます。またその決議をもって、代表取締役を選任します。

取締役会は、取締役会長または取締役社長が招集し、招集者がその議長となります。取締役会長および取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議により定められた順序により、他の取締役がこれに代わります。

取締役会の招集通知は、会日から原則として1週間前までにこれを発します。ただし、緊急のときなどは、この期間を短縮することができます。また各取締役および監査役全員の同意があるときは、これを省略することができます。

取締役会は、会社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行について監督します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数の賛成をもって行います。

監査役

経営のチェック機能として、業務監査および会計監査による違法または著しく不当な職務執行行為の監査を行います。

（3）投資運用の意思決定プロセス（2021年10月末現在）

投資政策委員会において、国内外の経済見通し、市況見通しを検討し、これを基に資産配分の基本方針を決定します。

運用部門は、投資政策委員会の決定に基づき、具体的な運用方針を決定します。

運用部門のファンドマネジャーは、上記運用方針および運用にかかる諸規則等に従って、ポートフォリオを構築・管理します。

コンプライアンス部は、投資信託財産の運用にかかるコンプライアンス状況のモニタリングを行い、これを運用部門にフィードバックします。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務の一部および投資助言・代理業務を行っています。

2021年10月末現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	67	788,622
合計	67	788,622

3【委託会社等の経理状況】

- 1．委託会社である楽天投信投資顧問株式会社（以下「当社」といいます。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」といいます。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年8月30日大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

- 2．財務諸表及び中間財務諸表に記載している金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

- 3．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期事業年度（2020年1月1日から2020年12月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けており、中間会計期間（2021年1月1日から2021年6月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

		(単位：千円)	
		前事業年度 (2019年12月31日現在)	当事業年度 (2020年12月31日現在)
資産の部			
流動資産			
現金・預金		677,158	998,579
金銭の信託		1,400,000	800,000
前払費用		6,720	14,635
未収入金		2,622	1,471
未収委託者報酬		151,985	293,497
未収運用受託報酬		-	8,884
立替金		16,949	37,697
その他		7,331	16,553
流動資産計		2,262,767	2,171,319
固定資産			
有形固定資産	1	28,585	1 35,181
建物（純額）		14,479	-
器具備品（純額）		14,105	35,181
無形固定資産		79,461	77,137
ソフトウェア		79,461	77,137
投資その他の資産		30,115	464,867
投資有価証券		2,017	432,851
長期前払費用		229	623
繰延税金資産		27,868	31,392
固定資産計		138,162	577,186
資産合計		2,400,929	2,748,506
負債の部			
流動負債			
預り金		5,163	5,959
未払金		-	38,423
未払費用		120,042	206,729

未払消費税等	1,897	29,627
未払法人税等	10,750	17,764
賞与引当金	13,264	17,559
役員賞与引当金	3,000	3,000
流動負債計	154,119	319,063
固定負債		
退職給付引当金	18,016	41,069
固定負債計	18,016	41,069
負債合計	172,135	360,132
純資産の部		
株主資本		
資本金	150,000	150,000
資本剰余金		
資本準備金	400,000	400,000
その他資本剰余金	229,716	229,716
資本剰余金合計	629,716	629,716
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,449,135	1,584,464
利益剰余金合計	1,449,135	1,584,464
株主資本合計	2,228,851	2,364,180
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	57	24,193
評価・換算差額合計	57	24,193
純資産合計	2,228,794	2,388,373
負債・純資産合計	2,400,929	2,748,506

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自2019年1月1日 至2019年12月31日）	当事業年度 （自2020年1月 1日 至2020年12月31日）
営業収益		
委託者報酬	1,156,758	1,285,484
運用受託報酬	-	47,067
営業収益計	1,156,758	1,332,552
営業費用		
支払手数料	408,328	401,314
委託費	28,657	105,827
広告宣伝費	4,654	5,837
通信費	89,735	67,273
協会費	2,030	2,030
諸会費	82	82
営業費用計	533,488	582,385
一般管理費	1・2	1・2
	544,199	598,185
営業利益	79,069	152,000
営業外収益		
受取利息	7	8
有価証券利息	403	436
投資有価証券売却益	1,287	44,379

為替差益	0	0
雑収入	-	2,542
営業外収益計	1,699	47,366
経常利益	80,768	199,367
特別利益		
資産除去債務取崩益	2,517	-
特別利益計	2,517	-
特別損失		
固定資産除却損	-	423
事務所移転費	-	723
特別損失計	-	1,146
税引前当期純利益	83,285	198,220
法人税、住民税及び事業税	36,010	77,119
法人税等調整額	16,715	14,226
法人税等合計	19,294	62,892
当期純利益	63,990	135,328

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	150,000	400,000	229,716	629,716
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	150,000	400,000	229,716	629,716

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金		株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金				
	繰越利益剰余金	合計				
当期首残高	1,385,144	1,385,144	2,164,860	1,593	1,593	2,163,266
当期変動額						
剰余金の配当						
当期純利益	63,990	63,990	63,990			63,990
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				1,536	1,536	1,536
当期変動額合計	63,990	63,990	63,990	1,536	1,536	65,526
当期末残高	1,449,135	1,449,135	2,228,851	57	57	2,228,794

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	150,000	400,000	229,716	629,716
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	150,000	400,000	229,716	629,716

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金		株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金				
	繰越利益剰余金	合計				
当期首残高	1,449,135	1,449,135	2,228,851	57	57	2,228,794
当期変動額						
剰余金の配当						
当期純利益	135,328	135,328	135,328			135,328
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				24,250	24,250	24,250
当期変動額合計	135,328	135,328	135,328	24,250	24,250	159,579
当期末残高	1,584,464	1,584,464	2,364,180	24,193	24,193	2,388,373

[注記事項]

（重要な会計方針）

１．資産の評価基準及び評価方法

（１）有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

（２）金銭の信託

時価法によっております。

２．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。

建物 10年

器具備品 5～20年

また、取得価額が100千円以上200千円未満の減価償却資産につきましては、3年均等償却によっております。

（２）無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

（３）長期前払費用

定額法によっております。

3．引当金の計上基準

（１）貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

（２）賞与引当金

従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

（３）役員賞与引当金

役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する将来の支給見込額のうち、当事業年度末において負担すべき額を計上しております。

（４）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

4．その他財務諸表作成の為の基本となる重要な事項

（１）消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

（２）連結納税制度の適用

当事業年度から連結納税制度を適用しております。

なお、当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

（貸借対照表関係）

1．有形固定資産より控除した減価償却累計額

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
有形固定資産より控除した減価償却計額	27,276千円	11,630千円

（損益計算書関係）

1．役員報酬の範囲

	前事業年度 (自2019年1月1日 至2019年12月31日)	当事業年度 (自2020年1月1日 至2020年12月31日)

取締役 年額	200,000千円	200,000千円
監査役 年額	30,000千円	30,000千円

２．一般管理費の主なもののうち主要な費目及び金額は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自2019年1月1日 至2019年12月31日)	当事業年度 (自2020年1月1日 至2020年12月31日)
人件費	289,853千円	277,335千円
減価償却費	17,296千円	34,764千円
賞与引当金繰入額	13,264千円	17,559千円
役員賞与引当金繰入額	3,000千円	3,000千円
退職給付費用	14,649千円	18,963千円
経営指導料	36,410千円	60,299千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	13,000株	-	-	13,000株

２．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	13,000株	-	-	13,000株

２．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

< 借主側 >

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前事業年度 2019年12月31日	当事業年度 2020年12月31日
1年内	28,200千円	28,200千円
1年超	82,900千円	54,700千円
合 計	111,100千円	82,900千円

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っております。

当社では保有する金融資産・負債から生ずる様々なリスクを横断的かつ効率的に管理し、財務の健全性の維持を図っております。

なお、余資運用に関しては、預金等安全性の高い金融資産で運用しております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

現金・預金は、国内通貨による預金等であり、短期間で決済されるため、為替変動リスクや価格変動リスクは殆どないと認識しております。金銭の信託は、主に債権等を裏付けとした証券化商品を運用対象としておりますが、保有している証券化商品の外部格付機関による格付評価が高いため、価格変動リスクは殆どないと認識しております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは殆ど無いと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、顧客ごとに決済期日及び残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

投資有価証券は当社運用投資信託であり、当初自己設定および商品性維持を目的に保有しております。当該投資信託は為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、投資金額はその目的に応じた額にとどめられており、定期的に時価の状況を把握し、その内容を経営に報告いたしております。

未払費用につきましては、そのほとんどが一年以内で決済されます。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2019年12月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
資産			
(1) 現金・預金	677,158	677,158	-
(2) 金銭の信託	1,400,000	1,400,000	-
(3) 未収委託者報酬	151,985	151,985	-
(4) 投資有価証券 其他有価証券	2,017	2,017	-
資産計	2,231,161	2,231,161	-
負債			
(1) 未払費用	120,042	120,042	-
(2) 未払法人税等	10,750	10,750	-
負債計	130,793	130,793	-

当事業年度（2020年12月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
--	----------	----	----

資産			
(1) 現金・預金	998,579	998,579	-
(2) 金銭の信託	800,000	800,000	-
(3) 未収委託者報酬	293,497	293,497	-
(4) 未収運用受託報酬	8,884	8,884	-
(5) 投資有価証券			
その他有価証券	432,851	432,851	-
資産計	2,533,813	2,533,813	-
負債			
(1) 未払金	38,423	38,423	-
(2) 未払費用	206,729	206,729	-
(3) 未払消費税等	29,627	29,627	-
(4) 未払法人税等	17,764	17,764	-
負債計	292,543	292,543	-

（注）１．金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1)現金・預金 (2)金銭の信託 (3)未収委託者報酬 (4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と類似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)投資有価証券

投資信託は公表されている基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

負債

(1)未払金 (2)未払費用 (3)未払消費税等 (4)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と類似していることから、当該帳簿価額によっております。

２．金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2019年12月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内
現金・預金	677,158	-
金銭の信託	1,400,000	-
未収委託者報酬	151,985	-
投資有価証券		
その他有価証券のうち満期があるもの	-	-
合 計	2,229,144	-

当事業年度（2020年12月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内
現金・預金	998,579	-
金銭の信託	800,000	-
未収委託者報酬	293,497	-
未収運用受託報酬	8,884	-
投資有価証券		
その他有価証券のうち満期があるもの	-	-
合 計	2,100,962	-

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前事業年度（2019年12月31日）

区分	貸借対照表計上額 （千円）	取得原価 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
（１）株式	-	-	-
（２）債券	-	-	-
（３）その他	1,002	1,000	2
小 計	1,002	1,000	2
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
（１）株式	-	-	-
（２）債券	-	-	-
（３）その他	1,014	1,100	85
小 計	1,014	1,100	85
合 計	2,017	2,100	82

当事業年度（2020年12月31日）

区分	貸借対照表計上額 （千円）	取得原価 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
（１）株式	-	-	-
（２）債券	-	-	-
（３）その他	383,231	311,000	72,231
小 計	383,231	311,000	72,231
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
（１）株式	-	-	-
（２）債券	-	-	-
（３）その他	49,620	86,981	37,360
小 計	49,620	86,981	37,360
合 計	432,851	397,981	34,870

2. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

種類	売却額 （千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）
（１）株式	-	-	-
（２）債券	-	-	-
（３）その他	57,922	1,652	364
合計	57,922	1,652	364

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

種類	売却額 （千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）
----	-------------	-----------------	-----------------

(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	268,298	64,367	19,987
合計	268,298	64,367	19,987

（デリバティブ取引関係）

当社はデリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

（退職給付関係）

1．採用している退職給付制度の概略

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。

2．確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自2019年1月1日 至2019年12月31日)	当事業年度 (自2020年1月1日 至2020年12月31日)
退職給付債務の期首残高	3,461千円	18,738千円
勤務費用	14,609千円	18,728千円
利息費用	20千円	87千円
数理計算上の差異の発生額	646千円	5,318千円
退職給付の支払額	-	-
過去勤務費用の発生額	-	-
転籍にともなう増減額	-	4,089千円
退職給付債務の期末残高	18,738千円	46,961千円

（2）退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (自2019年1月1日 至2019年12月31日)	当事業年度 (自2020年1月1日 至2020年12月31日)
非積立制度の退職給付債務	18,738千円	46,961千円
未積立退職給付債務	18,738千円	46,961千円
未認識数理計算上の差異	722千円	5,892千円
未認識過去勤務費用	-	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	18,016千円	41,069千円
退職給付引当金	18,016千円	41,069千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	18,016千円	41,069千円

（3）退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度 (自2019年1月1日 至2019年12月31日)	当事業年度 (自2020年1月1日 至2020年12月31日)
勤務費用	14,609千円	18,728千円
利息費用	20千円	87千円
期待運用収益	-	-
数理計算上の差異の費用処理額	19千円	148千円
過去勤務費用の費用処理額	-	-
確定給付制度に係る退職給付費用	14,649千円	18,963千円

（４）数理計算上の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (自2019年1月1日 至2019年12月31日)	当事業年度 (自2020年1月1日 至2020年12月31日)
割引率	0.4%	0.5%
長期期待運用収益率	-	-
予想昇給率	2.4%	2.4%

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
繰延税金資産		
未払費用	7,418千円	11,077千円
未払事業所税	259千円	210千円
未払事業税	1,245千円	3,791千円
賞与引当金	4,061千円	5,376千円
退職給付引当金	5,516千円	12,575千円
減価償却超過額	1,394千円	378千円
繰延資産	92千円	30千円
その他有価証券評価差額金	25千円	-
その他	8,310千円	9,085千円
繰延税金資産小計	28,324千円	42,526千円
評価性引当金	456千円	456千円
繰延税金資産合計	27,868千円	42,069千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	-	10,677千円
繰延税金負債合計	-	10,677千円
繰延税金資産純額	27,868千円	31,392千円

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.52%	0.96%
住民税均等割等	0.35%	0.19%
評価性引当額の増減	9.65%	-
その他	0.33%	0.04%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.17%	31.73%

（資産除去債務関係）

１．当該資産除去債務の概要

建物賃貸借契約に基づき使用する建物等の、退去時における原状回復義務であります。

２．当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を10年と見積り、割引率を0%として資産除去債務の金額を計算しております。

３．当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自2019年1月1日 至2019年12月31日)	当事業年度 (自2020年1月1日 至2020年12月31日)
期首残高	5,699千円	-
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	-
時の経過による調整額	-	-
見積りの変更による調整額	5,699千円	-
資産除去債務の履行による減少額	-	-
期末残高	-	-

4. 当該資産除去債務の見積りの変更

前事業年度において、当社の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務として計算していた資産除去債務について、転居費用等の新たな情報の入手に伴い、原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。この見積りの変更による減少額5,699千円を変更前の資産除去債務残高から減算しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）及び当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を主とした金融サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託運用業務	投資一任業務	情報提供業務	合 計
外部顧客への営業収益	1,156,758	-	-	1,156,758

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載は省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託運用業務	投資一任業務	情報提供業務	合 計
外部顧客への営業収益	1,285,484	47,067	-	1,332,552

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載は省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の被所有 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
兄弟 会社	楽天証券 株式会社	東京都 世田谷区	7,495 (2019年12月 31日現在)	インター ネット証 券取引 サービス 業	—	兼任 2人	当社投資 信託の募 集の取扱 い等	証券投資信託の代行手数料等	195,915	未払 費用	34,350
								出向者の人件費等	20,820		

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の被所有 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
兄弟 会社	楽天証券 株式会社	東京都 港区	7,495 (2020年12月 31日現在)	インター ネット証 券取引 サービス 業	—	兼任 2人	当社投資 信託の募 集の取扱 い等	証券投資信託の代行手数料等	223,028	未払 費用	67,471
								運用受託報酬	47,067	未収 運用 受託 報酬	8,884
								出向者の人件費等	11,529		

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 証券投資信託の代行手数料、運用受託報酬については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

楽天カード株式会社（非上場）

（１株当たり情報）

	前事業年度 (自2019年1月1日 至2019年12月31日)	当事業年度 (自2020年1月1日 至2020年12月31日)
１株当たり純資産額	171,445円72銭	183,721円06銭
１株当たり当期純利益金額	4,922円38銭	10,409円90銭

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項 目	前事業年度 (自2019年1月1日 至2019年12月31日)	当事業年度 (自2020年1月1日 至2020年12月31日)
１株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額(千円)	63,990	135,328
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	63,990	135,328
普通株式の期中平均株式数(株)	13,000.00	13,000.00

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表

（１）中間貸借対照表

（単位：千円）

当中間会計期間
(2021年6月30日)

資産の部

流動資産

現金・預金	1,092,528
金銭の信託	800,000
前払費用	20,244
未収入金	1,092
未収委託者報酬	365,583
未収運用受託報酬	10,437
立替金	57,421
その他	18,153
流動資産計	2,365,461

固定資産

有形固定資産	1	35,413
器具備品（純額）		35,413
無形固定資産		68,616
ソフトウェア		68,616
投資その他の資産		455,972
投資有価証券		433,146
長期前払費用		623
繰延税金資産		22,202
固定資産計		560,002

資産合計	2,925,464
------	-----------

(単位：千円)

当中間会計期間 (2021年6月30日)	
負債の部	
流動負債	
預り金	14,246
未払金	35,586
未払費用	248,201
未払消費税等	27,098
未払法人税等	15,298
賞与引当金	13,763
役員賞与引当金	1,000
流動負債計	355,194
固定負債	
退職給付引当金	53,876
固定負債計	53,876
負債合計	409,070
純資産の部	
株主資本	
資本金	150,000
資本剰余金	
資本準備金	400,000
その他資本剰余金	229,716
資本剰余金合計	629,716
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	1,679,054
利益剰余金合計	1,679,054
株主資本合計	2,458,770
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	57,623
評価・換算差額合計	57,623
純資産合計	2,516,393
負債・純資産合計	2,925,464

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年6月30日)	
営業収益	
委託者報酬	846,481
運用受託報酬	53,299
営業収益計	899,780
営業費用	
支払手数料	276,363
委託費	51,013
広告宣伝費	12,761
通信費	40,012
協会費	1,128
諸会費	108
営業費用計	381,387

一般管理費	351,653
営業利益	166,739
営業外収益	
受取利息	4
有価証券利息	309
投資有価証券売却益	20,551
為替差益	0
営業外収益計	20,866
経常利益	187,605
特別損失	
固定資産除却損	0
投資有価証券評価損	50,121
特別損失計	50,121
税引前中間純利益	137,484
法人税、住民税及び事業税	48,459
法人税等調整額	5,564
中間純利益	94,589

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2021年1月1日 至 2021年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	150,000	400,000	229,716	629,716
当中間期変動額				
剰余金の配当				
中間純利益				
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)				
当中間期変動額合計	-	-	-	-
当中間期末残高	150,000	400,000	229,716	629,716

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金		株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金 合計				
	繰越利益剰余金					
当期首残高	1,584,464	1,584,464	2,364,180	24,193	24,193	2,388,373
当中間期変動額						
剰余金の配当						
中間純利益	94,589	94,589	94,589			94,589
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)				33,430	33,430	33,430
当中間期変動額合計	94,589	94,589	94,589	33,430	33,430	128,020
当中間期末残高	1,679,054	1,679,054	2,458,770	57,623	57,623	2,516,393

注記事項

(重要な会計方針)

1 . 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

その他有価証券
時価のあるもの

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

(2) 金銭の信託

時価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

器具備品 4年～20年

また、取得価額が100千円以上200千円未満の減価償却資産につきましては、3年均等償却によっております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 長期前払費用

定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

(2) 賞与引当金

従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員への賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間末において負担すべき額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

4. その他中間財務諸表作成の為の基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当中間会計期間の費用として処理しております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

また、当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

（中間貸借対照表関係）

1 有形固定資産の減価償却累計額

当中間会計期間（2021年6月30日）	
有形固定資産の減価償却累計額	15,241千円

（中間損益計算書関係）

1 減価償却実施額

当中間会計期間 （自 2021年1月1日 至 2021年6月30日）	
有形固定資産	5,493千円
無形固定資産	10,799千円
合 計	16,292千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 2021年1月1日 至 2021年6月30日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式	13,000株	-	-	13,000株

2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

< 借主側 >

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

当中間会計期間末 2021年6月30日	
1 年内	32,460千円
1 年超	46,280千円
合 計	78,740千円

（金融商品関係）

当中間会計期間（自 2021年1月1日 至 2021年6月30日）

金融商品の時価等に関する事項

2021年6月30日における中間貸借対照表計上額、時価、並びにこれらの差額については次の通りです。

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
資産			
(1) 現金・預金	1,092,528	1,092,528	-
(2) 金銭の信託	800,000	800,000	-
(3) 未収委託者報酬	365,583	365,583	-
(4) 未収運用受託報酬	10,437	10,437	-
(5) 投資有価証券			
その他有価証券	433,146	433,146	-
資産計	2,701,695	2,701,695	-
負債			
(1) 未払金	35,586	35,586	-
(2) 未払費用	248,201	248,201	-
(3) 未払消費税等	27,098	27,098	-
(4) 未払法人税等	15,298	15,298	-
負債計	326,184	326,184	-

（注）金融商品の時価算定の方法

資産

(1)現金・預金 (2)金銭の信託 (3)未収委託者報酬 (4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と類似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)投資有価証券

投資信託は公表されている基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

負債

(1)未払金 (2)未払費用 (3)未払消費税等 (4)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と類似していることから、当該帳簿価額によっております。

（有価証券関係）

1．その他有価証券

当中間会計期間（自 2021年1月1日 至 2021年6月30日）

区分	中間貸借対照表 計上額（千円）	取得原価 （千円）	差額 （千円）
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	400,691	317,600	83,091
小 計	400,691	317,600	83,091
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	32,454	32,491	37
小 計	32,454	32,491	37
合 計	433,146	350,091	83,054

2．減損処理を行った有価証券

当中間会計期間において、有価証券について50,121千円（その他有価証券の投資信託受益証券50,121千円）減損処理を行っております。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

当中間会計期間（自 2021年1月1日 至 2021年6月30日）

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を主とした金融サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

当中間会計期間（自 2021年1月1日 至 2021年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託運用業務	投資一任業務	合 計
外部顧客への営業収益	846,481	53,299	899,780

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載は省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

	当中間会計期間 （自 2021年1月1日 至 2021年6月30日）
1株当たり純資産額	193,568円75銭
1株当たり中間純利益金額	7,276円13銭

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 （自 2021年1月1日 至 2021年6月30日）
1株当たり中間純利益金額	
中間純利益金額(千円)	94,589

普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	94,589
普通株式の期中平均株式数(株)	13,000.00

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- （１）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- （２）運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- （３）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）、（５）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- （４）委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- （５）上記（３）、（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（１）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（２）訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）受託会社

名 称	資本金の額 (2021年3月末現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称：株式会社日本カストディ銀行

資本金の額：51,000百万円（2021年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（株式会社日本カストディ銀行）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

（２）販売会社

名 称	資本金の額 (2021年3月末現在)	事業の内容
エイチ・エス証券株式会社	3,000百万円	金融商品取引法に定める 第一種金融商品取引業を 営んでいます。
auカブコム証券株式会社	7,196百万円	
株式会社ＳＢＩ証券	48,323百万円	
東武証券株式会社	420百万円	
ニュース証券株式会社	1,000百万円	
フィリップ証券株式会社	950百万円	
マネックス証券株式会社	12,200百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	

２【関係業務の概要】

（１）受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

（２）販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

３【資本関係】

（１）受託会社

該当事項はありません。

（２）販売会社

該当事項はありません。

第３【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2021年 5月11日	臨時報告書
2021年 7月20日	有価証券届出書
2021年 7月20日	有価証券報告書
2021年 8月 6日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

2021年2月22日

楽天投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 福村 寛 印

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている楽天投信投資顧問株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、楽天投信投資顧問株式会社の2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を

適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2021年12月3日

楽天投信投資顧問株式会社
取締役会御中EY新日本有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 雅人
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている楽天USリート・トリプルエンジン（トルコリラ）毎月分配型の2021年4月23日から2021年10月22日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、楽天USリート・トリプルエンジン（トルコリラ）毎月分配型の2021年10月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、楽天投信投資顧問株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を

適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

楽天投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年8月24日

楽天投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 福村 寛 印

業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている楽天投信投資顧問株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第16期事業年度の中間会計期間（2021年1月1日から2021年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、楽天投信投資顧問株式会社の2021年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2021年1月1日から2021年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に

対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。